

文化活動事業継続支援補助金 申請要領

静岡市では、文化の持続的な振興を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、市内の会場を利用して文化活動を開催する事業者の方々を支援します！

1. 対象者

以下の要件にいずれも該当すること

- ①静岡市内に住所又は所在地を有する者
- ②概ね3年以上継続して文化活動実績を有する個人又は団体



2. 対象事業

市内にある定員80人以上の会場でガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染症対策を講じて、市民の鑑賞を目的とした次に掲げる内容の文化活動等を令和3年9月30日までの期間に1回以上実施する事業とします。

- (1) 演劇（演劇、ミュージカル、人形劇、朗読等）
- (2) 舞踊（バレエ、ダンス、日舞、パフォーミングアーツ等）
- (3) 音楽（邦楽、洋楽、オペラ、合唱等）
- (4) 民俗芸能（神楽、獅子舞、田楽、伝統行事等）
- (5) 伝統芸能（能楽、歌舞伎、文楽等をいう。）
- (6) 大衆芸能（落語、漫才、談話、浪曲、寄席演芸等）
- (7) メディア芸術
（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第9条のメディア芸術）
- (8) その他本市の文化の振興に寄与するもの

△次のような事業は、補助の対象となりません

- (1) 展示事業
- (2) 総会、社内会議、研修、講演会及び式典その他の文化活動に合致しない事業
- (3) 公益財団法人静岡市文化振興財団の助成金又は他の補助金の交付を受けた事業
- (4) 政治的又は宗教的な活動と認められる事業
- (5) 特定の企業の広報・宣伝活動を伴う事業
- (6) チャリティー事業等で寄附等を行う事業
- (7) 特定の集団を対象とし、広く市民に鑑賞させることを目的としない事業

3. 対象期間

令和3年4月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで （利用先着順）

※先着利用順のため、交付決定をされていても、利用時点で予算の上限に達していた場合は利用することが出来ませんので予めご了承ください。

4. 補助対象経費及び補助金額

*補助対象経費

施設利用料金、人件費、感染防止対策に要する消耗品費

*補助金の額

補助対象経費の範囲内において、次に定める金額を限度とします。

- (1) 定員500人以下の会場を利用した場合 2万円
- (2) 定員500人を超える会場を利用した場合 5万円



※2日以上にわたって補助事業を実施する場合は、2日目及び3日目は上記の金額の 2分の1に相当する額とし、3日間を限度に交付します。

文化活動事業継続支援補助金 申請要領

5. 申請方法

- ・ 交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入してください。
- ・ 申請書に添付書類を添えて、原則利用日の**2週間前まで**に提出してください。

<申請時の提出書類>

- 交付申請書（様式第1号） 事業計画書 収支予算書
- 平成30年度以降継続して文化活動を実施していることが確認できる書類
- 施設の定員が確認できる書類（静岡市民文化会館・静岡市清水文化会館マリナート・静岡音楽館AOIを除く）

6. 申請後の流れ

(1) 申請書類の審査後、市から申請者あてに交付決定通知書(様式第2号)を送付します



(2) 事業終了後速やかに、実績報告書（様式第5号）に添付書類を添えて提出して下さい

<報告時の提出書類>

- 実績報告書（様式第5号） 事業実績書 収支決算書
- 領収書等の写し 通帳見開きページの写し チラシ・パンフレット等



(3) 報告書類の審査後、市から申請者あてに交付確定通知書(様式第6号)を送付します。



(4) 交付確定金額を確認し、速やかに請求書（様式第7号）をご提出ください。



(5) 請求書確認後、補助金を指定口座に振り込みます。

7. 申請内容に変更が生じた場合

- ・ 申請内容に変更（中止や延期、会場・使用備品の変更及びそれに伴う交付申請額の変更など）が生じた場合は、速やかに文化振興課までご連絡ください。
- ・ 交付決定後に変更が生じた場合は、変更承認申請書（様式第3号）をご提出いただきます。

8. その他

申請書等の書式は、静岡市のホームページからもダウンロードしてご使用いただけます。

静岡市文化活動継続支援補助金

🔍 検索



申請先及びお問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎 新館16階

静岡市役所 観光交流文化局 文化振興課

電話：054 - 221 - 1040

（8:30～17:15 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）